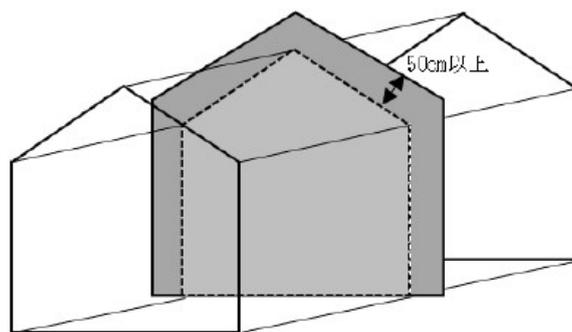


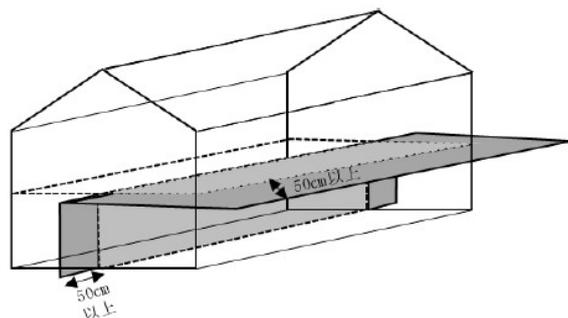
基準 2 消防用設備等の設置単位の取扱いに関する基準

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。
- 2 棟とは、原則として、独立した一の建築物又は二以上の独立した一の建築物が渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものをいうこと。
なお、「相互に接続」とは構造的に接続されているものであること。
- 3 令第8条第1号について
 - (1) 規則第5条の2第1号の規定中「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。
なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏えい防止対策が講じられるよう留意すること。
 - (2) 規則第5条の2第3号の規定中「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50cm以上突き出していることが想定されるものであること。（第2-1図及び第2-2図参照）

第2-1図



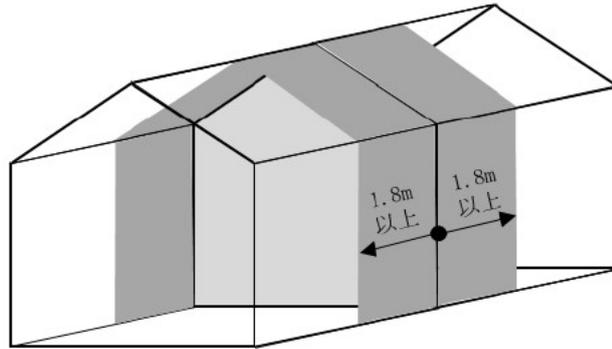
第2-2図



(3) 規則第5条の2第3号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。(第2-3図参照)

第2-3図



■: 耐火構造(耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。)

(4) 規則第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

(5) 規則第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分(以下「貫通部」という。)については、次によること。

ア 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、規則第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

4 令第8条第2号について

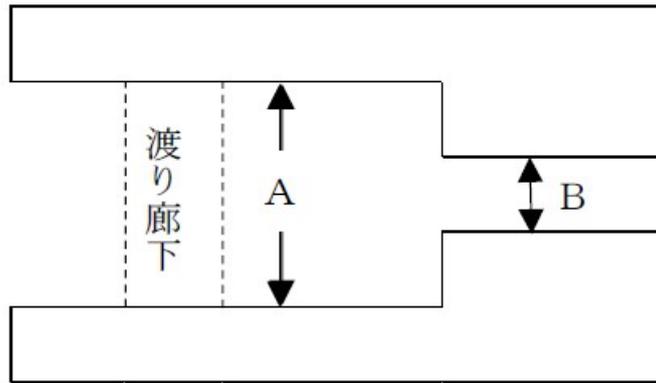
規則第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として上記の渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

なお、上記原則によるほか、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

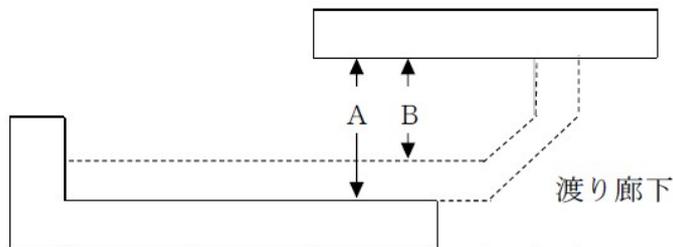
5 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。）について

(1) 壁等基準第3第2号の規定中「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、次の第2-4図から第2-6図までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。

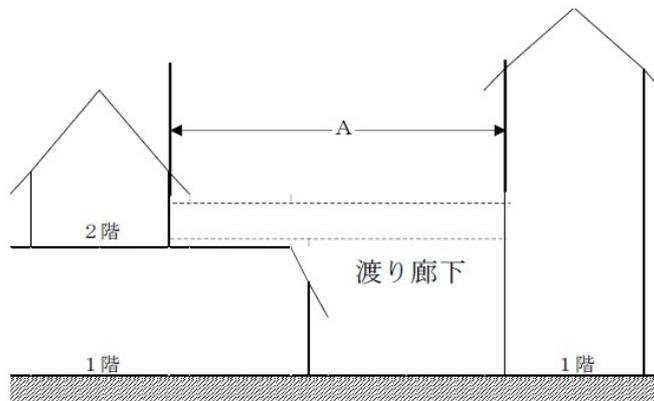
第2-4図



第2-5図

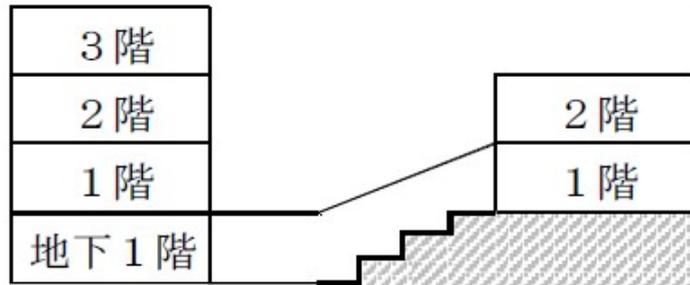


第2-6図



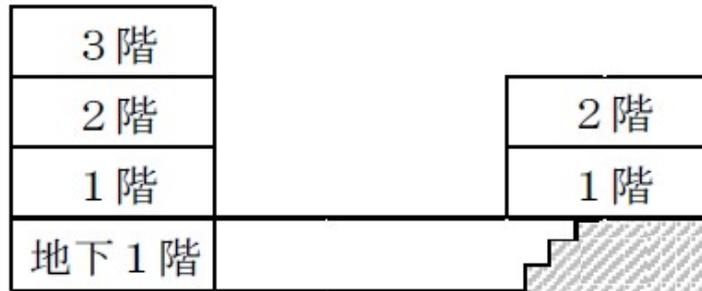
(2) 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、次の第2-7図から第2-9図までとすること。

第2-7図



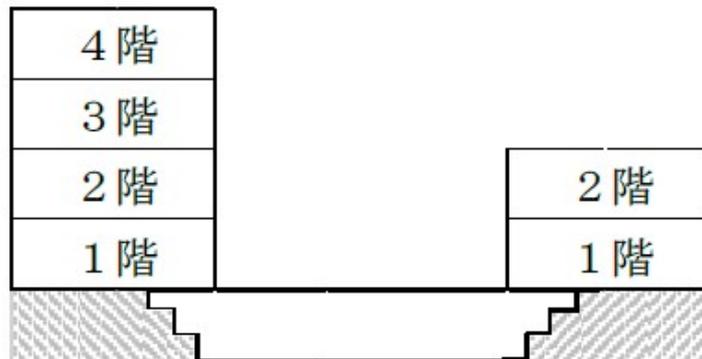
地下1階と1階を接続する場合
(地下連絡路の天井が途中から地上に露出する。)

第2-8図



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

第2-9図



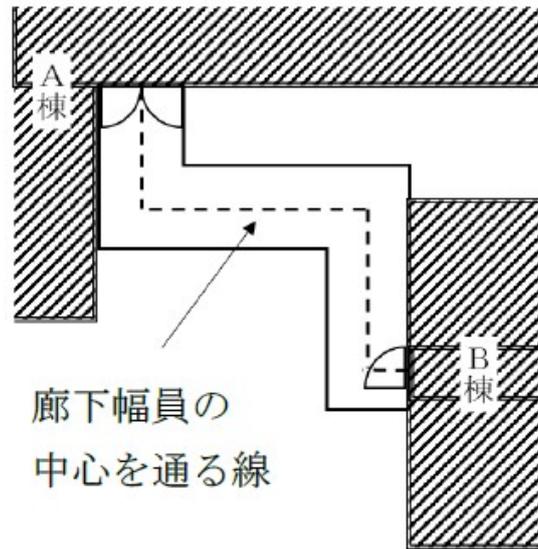
1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

(3) 第2-7図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。

(4) 壁等基準第3第2号(2)の規定中「開口部の面積が4㎡以内」については、各階ごとに判定するものであること。

- (5) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定中「渡り廊下の長さ」は、第2-10図のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。

第2-10図



- (6) 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。
- (7) 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「スプリンクラー設備又はドレンチャー設備」の設置についての技術上の基準は、令第12条第2項並びに規則第14条及び第15条の規定によること。
- (8) 壁等基準第3第2号(3)ハ(イ)の規定中「排煙上有効な位置」については、建基令第126条の3の規定に準ずること。
- (9) 壁等基準第3第2号(3)ハ(ハ)の規定中「非常電源」については、接続される建築物の用途にかかわらず、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備によることとし、その設置は基準37によるほか、容量は、当該設備を有効に30分間以上作動できること。
- (10) 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであること(参考:類例としては、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼすことのないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある。)

なお、壁等基準第6の規定により当該壁等を認める際は、予防課に情報提供するとともに、適宜相談されたいこと。

6 その他

法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、令第34条の2に定める増築又は改築の判断に当たっては、一の防火対象物で判断されることになるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が令第8条の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築又は改築も別のものとして考慮されるものであること。